

平成25年度 第3回国民健康保険運営協議会要録

[主な意見、質疑等]

議題1 小平市国民健康保険税の賦課方式の二方式への移行について（小平市国民健康保険税の税率改定について）

会長：諮問の内容について、委員から意見を伺いたい。

委員：保険税が、増となる世帯と、減となる世帯で偏りがあるのは仕方がないという気がする。所得が0円で、固定資産税が20万円超えの方が70名もいることに驚きを感じた。

委員：100万円以下の所得の方で、相当数の方が固定資産税6万円以下から20万円以下で賦課されている、こういう数値を見ると、諮問内容の国民健康保険税の資産割などを3年かけて廃止するという考え方賛成する。

委員：個々の問題はあると思うが、統計的な資料により、資産割などを減らしていくことは納得した。数字に基づいて考えていくことは正しいことと思った。

委員：無保険、特に若い人の無保険は心配している。行政が、無保険の方をチェックして加入をさせて欲しい。

委員：ジェネリック医薬品の普及について、国民健康保険の財政が続くように医療の立場からも適切に対応できればと思っている。

委員：所得が低い方の負担感を認識しなければいけないと思う。国民健康保険運営協議会をより一層主体的に健康施策を論ずる場にしていきたい。税率改定は健康施策とタイアップしてやっていくものと考えている。健康な人をどれだけ増やしていくかが、国保財政の医療保険分につながるものである。

委員：高額な資産を持っている人は、少しよくなつたのかなというイメージである。元気のいい高齢者が大勢いることが保険にはいいことになる。

委員：近隣市の状況や他制度との整合性を考えると、二方式に早めに移行した方が良いと思うが、今回の改正で負担が増える部分と減る部分があるので、十分に説明していかなければいけない。応能割、応益割の割合が周辺自治体で違うことや世代間の認識の違いについて、公平で継続して運営していくような制度というものを目指して欲しい。

委員：国保運営の都道府県化が平成29年度に予定されていることを考慮すると、二方式に移行せざるを得ないことと、激変緩和のために3年かけるということは好ましい。小平市の所得割と均等割の比率は、他市に比べて所得の低い方に配慮されているので好ましい。

今後の税率改定について、制度改革等により保険者が対応し切れないような財源不足があった場合について記載があるが、どういうことが想定できるか。

事務局：共同事業の改正による影響は少しあると考えているが、著しく大きな影響があるとは想定していないので、平成26年度と27年度は、現時点において、大きな影響は生じないと考えている。

委員：他の市区町の多くが所得割と均等割という方式にしてきているので、二方式化の方針性は正しいのではないか。

委員：二方式化は妥当だと考える。医療保険制度の抜本的な改革が必要と考える。

ジェネリック医薬品差額通知や医療費通知は、なかなか結果が出ないものであるが、国保は地域保険なので、地域の先生や薬剤師の方に、患者さんに対してジェネリック医薬品を推奨していただくような働きかけを市からするのが効果的ではないか。国民健康保険運営協議会では、ジェネリック医薬品利用差額通知書に係る効果額などの数値を基にした議論よりも、健康施策について議論をした方が良い。

委員：健康施策が部分、部分で語られているのではなく、一本化した状態で財政効果にもつなげていって、最終的に市民がより幸福な方向へいくような施策が望ましい。

委員：保険税等の適正化につながる健康施策について、保険者として情報交換をしてみたい。

次回に審議を継続する。